

大津市国民健康保険システム標準化移行対応業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年4月10日

大津市長

標記公募型プロポーザルに係る質問票の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

| 資料 | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 調達仕様書の 8 ページ 「(カ) 移行」 | 調査用として、2026 年 8 月末頃までに初回移行データを提供いただきたいと考えておりますが、問題ないでしょうか。問題がある場合には提供時期をご教示ください。 | 早急なデータ提供を行いますが、本プロポーザル後、別途データ移行に関する契約を締結いたしますので、現時点で確約することは出来ません。 |
| 調達仕様書の 7 ページ 「(イ) 要件定義(補完工程)」 | 「本書及び別紙等に示す要件」について、「別紙等の要件」は何を指すかご教示ください。 | 「及び別紙等」は、誤記です。調達仕様書で示す要件のみが対象です。 |
| 調達仕様書の 5 ページ 「(2) 機能要件への対応」、 「④ 連携に関する要件」 | 標準化対象業務として連携が必要となるシステムをご教示ください。 | 国が定める機能別連携仕様において、実装類型が「実装必須機能」と提示されている標準化対象20業務に該当するシステムです。 また、同じく機能別連携仕様において、実装類型が「標準オプション機能」の対応要否については、プロポーザルで決定後、別途協議にて確定する想定です。 |
| 調達仕様書の 5 ページ 「(2) 機能要件への対応」、 「④ 連携に関する要件」 | 標準化対象外業務として連携が必要となるシステムをご教示ください。 | 国が定める機能別連携仕様において、実装類型が「実装必須機能」と提示されている標準化対象20業務以外のシステムです。 また、同じく機能別連携仕様において、実装類型が「標準オプション機能」の対応要否については、プロポーザルで決定後、別途協議にて確定する想定です。 |